

みやぎレジ袋使用削減取組協定

(趣旨)

- 1 本協定は、宮城県において小売業者等、住民団体等、市町村及び県が、循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環としてレジ袋の使用削減等に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

(協定の性格)

- 2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場でレジ袋の使用削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

(小売業者等の取組)

- 3 小売業者等は、本協定に参加する市町村内におけるレジ袋の無料配布を原則として取りやめること等により、顧客に対してマイバッグの持参を促します。
- 4 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。
- 5 小売業者等は、市町村が実施する3Rに関する施策及びその広報に積極的に協力します。
- 6 小売業者等は、本協定に基づく取組内容、対象市町村、実施時期及び目標等を別に定めることとします。

(住民団体等の取組)

- 7 住民団体等は、地域から環境にやさしい生活様式を発信する契機として、マイバッグの持参を地域住民に呼びかけます。

(市町村の取組)

- 8 市町村は、小売業者等による取組について、住民団体等と連携し、地域住民の理解と協力が得られるよう広報等各種支援を行い、地域における3Rを推進します。

(県の取組等)

- 9 県は、小売業者等、住民団体等及び市町村の取組を支援し、県民に対する意識啓発等を行うほか、本協定における取組の拡大に努めます。
- 10 県は、本協定を代表し、本協定の締結、管理及び運用に伴う事務を行います。

(協定の有効期限)

- 11 本協定の有効期限は、平成23年10月16日までとします。

(協定への参加及び脱退等)

- 12 本協定の趣旨に賛同し、自ら責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、協定代表者の同意を得て、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、協定代表者に申し出ることにより脱退することができることとします。
- 13 本協定への参加及び脱退に関する手続きその他協定の運用については、協定代表者が別に定めます。

平成20年10月17日

本協定の参加者は、次に掲げる者となります。

イオンリテール株式会社
取締役 東北カンパニー支社長

宮地 邦明

株式会社ウジエスーパー
店舗運営部 取締役 部長

佐々政善

カメイ株式会社
食料部 リテール事業課長

伊藤 善美男

株式会社西友 執行役シニアバイスプレジデント 店舗運営本部担当

川野 泉

多賀城・七ヶ浜商工会 会長

根本 一男

みやぎ生活協同組合 理事長

芳賀 唯史

株式会社ヤマザワ 代表取締役社長

板垣 富雄

株式会社ヨークベニマル
執行役員 仙台ゾーンマネジャー

続橋 秀次

株式会社 M&S スポーツ 代表取締役社長

中西 勉

エコライフ・利府 会長

佐藤 幸都枝

塩釜市消費者の会 会長

高橋 キヨ子

塩竈市婦人会 会長

佐々木 和恵

塩釜商工会議所女性会 会長

松田 美和子

多賀城市消費者の会 会長

熊谷 睦子

多賀城市婦人会連合会 会長

櫻井 やえ子

財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク 理事長

長谷川 公一

宮城消費者団体連絡協議会 会長

熊谷 睦子

宮城県生活学校連絡協議会 会長

祝前 清美

ワンカラット・ウーマンの会 会長

鎌田 みづほ

塩竈市長

佐藤 昭

多賀城市長

菊地 健次郎

松島町長

大橋 健男

七ヶ浜町長

渡邊 善夫

利府町長

鈴木 勝雄

大和町長

浅野 元

大郷町長

田中 學

富谷町長

若生 英俊

大衡村長

跡部 昌洋

宮城県知事

村井 嘉浩

みやぎレジ袋使用削減取組協定(2枚目)

(趣旨)

1 本協定は、宮城県において小売業者等、住民団体等、市町村及び県が、循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環としてレジ袋の使用削減等に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

(協定の性格)

2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場でレジ袋の使用削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

(小売業者等の取組)

- 3 小売業者等は、本協定に参加する市町村内におけるレジ袋の無料配布を原則として取りやめること等により、顧客に対してマイバッグの持参を促します。
- 4 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。
- 5 小売業者等は、市町村が実施する3Rに関する施策及びその広報に積極的に協力します。
- 6 小売業者等は、本協定に基づく取組内容、対象市町村、実施時期及び目標等を別に定めることとします。

(住民団体等の取組)

7 住民団体等は、地域から環境にやさしい生活様式を発信する契機として、マイバッグの持参を地域住民に呼びかけます。

(市町村の取組)

8 市町村は、小売業者等による取組について、住民団体等と連携し、地域住民の理解と協力が得られるよう広報等各種支援を行い、地域における3Rを推進します。

(県の取組等)

- 9 県は、小売業者等、住民団体等及び市町村の取組を支援し、県民に対する意識啓発等を行うほか、本協定における取組の拡大に努めます。
- 10 県は、本協定を代表し、本協定の締結、管理及び運用に伴う事務を行います。

(協定の有効期限)

11 本協定の有効期限は、平成23年10月16日までとします。

(協定への参加及び脱退等)

- 12 本協定の趣旨に賛同し、自ら責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、協定代表者の同意を得て、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、協定代表者に申し出ることにより脱退することができることとします。
- 13 本協定への参加及び脱退に関する手続きその他協定の運用については、協定代表者が別に定めます。

平成20年10月17日

本協定の参加者は、次に掲げる者としします。(平成21年6月1日取組開始分)

株式会社栗っこライフサービス

菅原章夫

株式会社あいのや 代表取締役

相野谷真一

イオンスーパーセンター株式会社 代表取締役社長

岡崎 双一

株式会社スナップ 取締役店長

門間 富二

東北総合サービス株式会社 古川営業所長

遠藤昌宏

株式会社イトヨーカ堂 イトヨーカ堂石巻みづほ店 店長

青山 稔

株式会社イトヨーカ堂 イトヨーカ堂石巻中里店 店長

富田 幸三

株式会社エコープ 代表取締役専務

込藤 信行

株式会社マイバマイバ 代表取締役店長

千葉千里

協賛商業協同組合 理事長

菅原 周二

角田商工会 会長

天野 建正

株式会社エコープサポートセンター 代表取締役

菊地 優

株式会社エコープ 代表取締役

岩野 徹

栗っこ農業協同組合女性部 部長

高橋 節子

栗原市食生活改善推進員連絡協議会 会長

佐々木 寿美子

栗原市築館生活学校 委員長

久我 節子

栗原市連合婦人会 会長

菅原 智恵子

佐沼ロータリークラブ 会長

伊藤 信郎

登米市公衆衛生組合連合会 会長

蛸石 茂喜

登米市産業振興会 会長代理

佐藤 幸一

登米市食生活改善推進員協議会 会長

佐藤 律子

登米市地域婦人団体連絡協議会 会長

鈴木 洋子

登米市迫町白鳥・ガン愛護会 会長

相澤 庸郎

社団法人とめ青年会議所 理事長

清水 健

社団法人登米法人会 会長

鈴木 孝太

みやぎ登米農業協同組合女性部 部長

渡邊 祥音

栗原市長

佐藤 勇

登米市長

布施 孝尚

石巻市長

土井 喜美夫

東松島市長

阿部 秀保

女川町長

安住 宣孝

大崎市長

人妻 康志

色麻町長

伊藤 拓哉

加美町長

佐藤 澄男

涌谷町長

大橋 花治

美里町長

佐々木 功悦

気仙沼市長

鈴木 昇

本吉町長

森 琢男

南三陸町長

佐藤 仁

みやぎレジ袋使用削減取組協定 (3枚目)

(趣旨)

- 1 本協定は、宮城県において小売業者等、住民団体等、市町村及び県が、循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環としてレジ袋の使用削減等に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

(協定の性格)

- 2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場でレジ袋の使用削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

(小売業者等の取組)

- 3 小売業者等は、本協定に参加する市町村内におけるレジ袋の無料配布を原則として取りやめること等により、顧客に対してマイバッグの持参を促します。
- 4 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。
- 5 小売業者等は、市町村が実施する3Rに関する施策及びその広報に積極的に協力します。
- 6 小売業者等は、本協定に基づく取組内容、対象市町村、実施時期及び目標等を別に定めることとします。

(住民団体等の取組)

- 7 住民団体等は、地域から環境にやさしい生活様式を発信する契機として、マイバッグの持参を地域住民に呼びかけます。

(市町村の取組)

- 8 市町村は、小売業者等による取組について、住民団体等と連携し、地域住民の理解と協力が得られるよう広報等各種支援を行い、地域における3Rを推進します。

(県の取組等)

- 9 県は、小売業者等、住民団体等及び市町村の取組を支援し、県民に対する意識啓発等を行うほか、本協定における取組の拡大に努めます。
- 10 県は、本協定を代表し、本協定の締結、管理及び運用に伴う事務を行います。

(協定の有効期限)

- 11 本協定の有効期限は、平成23年10月16日までとします。

(協定への参加及び脱退等)

- 12 本協定の趣旨に賛同し、自ら責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、協定代表者の同意を得て、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、協定代表者に申し出ることにより脱退することができることとします。
- 13 本協定への参加及び脱退に関する手続きその他協定の運用については、協定代表者が別に定めます。

平成20年10月17日

本協定の参加者は、次に掲げる者とします。(平成21年6月1日取組開始分)

石巻かほく商工会女性部 部長

高橋節子

石巻市牡鹿稲井商工会女性部 部長

奥津孝子

石巻市公衆衛生団体連合会 会長

清水石孝

石巻市食生活改善推進員連絡協議会 会長

畑田智子

石巻市地域婦人団体連絡協議会 会長

岩淵マミ

石巻市町内会連合会女性部会 会長

安原悦子

石巻商工会議所女性会 会長

久道澄子

いしのまき農業協同組合女性部 会長

三浦和枝

女川町公衆衛生組合連合会 会長職務代理

長澤芳雄

女川町商工会女性部 部長

高橋智子

女川町婦人会 会長

横内静子

河南桃生商工会女性部 部長

鈴木仁和子

大崎市公衆衛生組合連合会 会長

遠藤護

大崎市食生活改善推進員連絡協議会 会長
名取市長

渡邊安子

大崎市地域婦人団体連絡協議会 会長

大友富子

大崎商工会女性部 部長

菊池奈子

色麻町婦人会 会長

菅原知恵子

玉造商工会女性部 部長

緒股やす子

古川商工会議所女性会 会長

曾根りん子

古川地域女性団体連絡協議会 会長

氏家睦子

古川農業協同組合女性部 部長

氏家睦子

活祭町の茶のみ生活学社代表

原祝子

気仙沼市種子生組合連合会 会長

前田智一

気仙沼市消費者の会 会長

小野奇晶子

気仙沼商工会議所女性会 会長

喜多夕キ

KLC 気仙沼生活学社 委員長

昆野牧恵

岩沼市長

佐々木一博

巨理町長

井口経明

山元町長

齋藤邦男

白石市長

大塚裕也

角田市長

岡間康静

大友喜助

大友喜助

齋清志

作藤菜雄

流口茂

柴田町長

みやぎレジ袋使用削減取組協定 (4枚目)

(趣旨)

1 本協定は、宮城県において小売業者等、住民団体等、市町村及び県が、循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環としてレジ袋の使用削減等に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

(協定の性格)

2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場でレジ袋の使用削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

(小売業者等の取組)

- 3 小売業者等は、本協定に参加する市町村内におけるレジ袋の無料配布を原則として取りやめること等により、顧客に対してマイバッグの持参を促します。
- 4 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。
- 5 小売業者等は、市町村が実施する3Rに関する施策及びその広報に積極的に協力します。
- 6 小売業者等は、本協定に基づく取組内容、対象市町村、実施時期及び目標等を別に定めるところとします。

(住民団体等の取組)

7 住民団体等は、地域から環境にやさしい生活様式を発信する契機として、マイバッグの持参を地域住民に呼びかけます。

(市町村の取組)

8 市町村は、小売業者等による取組について、住民団体等と連携し、地域住民の理解と協力が得られるよう広報等各種支援を行い、地域における3Rを推進します。

(県の取組等)

- 9 県は、小売業者等、住民団体等及び市町村の取組を支援し、県民に対する意識啓発等を行うほか、本協定における取組の拡大に努めます。
- 10 県は、本協定を代表し、本協定の締結、管理及び運用に伴う事務を行います。

(協定の有効期限)

11 本協定の有効期限は、平成23年10月16日までとします。

(協定への参加及び脱退等)

- 12 本協定の趣旨に賛同し、自ら責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、協定代表者の同意を得て、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、協定代表者に申し出ることにより脱退することができることとします。
- 13 本協定への参加及び脱退に関する手続きその他協定の運用については、協定代表者が別に定めます。

平成20年10月17日

本協定の参加者は、次に掲げる者となります。(平成21年6月1日取組開始分)

気仙沼市婦人会連絡協議会 会長

佐々木由輝子

さわやかAグループ 代表

織田義子

本吉町婦人団体連絡協議会 会長

小野寺保子

名取市レジ袋削減等推進協議会

大友純子

名取市婦人団体連絡協議会

小林和子

亘理町主婦食料品奉仕推進協議会

牡鹿則男

亘理町地域婦人団体連絡協議会

本間利子

寺尾非宮利子会館の法人エコショップ代表

古積恭子

角田市環境緑地推進協議会

氏家俊一

角田市消費者の会

堀田敬子

角田市生活学友会

北野原文子

角田市女性会

鎌田三千子

「まっぴいん」運動」町民会議

半澤正孝

株式会社サンデー

和田正徳

みやぎレジ袋使用削減取組協定(5枚目)

(趣旨)

- 1 本協定は、宮城県において小売業者等、住民団体等、市町村及び県が、循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環としてレジ袋の使用削減等に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

(協定の性格)

- 2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場でレジ袋の使用削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

(小売業者等の取組)

- 3 小売業者等は、本協定に参加する市町村内におけるレジ袋の無料配布を原則として取りやめること等により、顧客に対してマイバッグの持参を促します。
- 4 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。
- 5 小売業者等は、市町村が実施する3Rに関する施策及びその広報に積極的に協力します。
- 6 小売業者等は、本協定に基づく取組内容、対象市町村、実施時期及び目標等を別に定めることとします。

(住民団体等の取組)

- 7 住民団体等は、地域から環境にやさしい生活様式を発信する契機として、マイバッグの持参を地域住民に呼びかけます。

(市町村の取組)

- 8 市町村は、小売業者等による取組について、住民団体等と連携し、地域住民の理解と協力が得られるよう広報等各種支援を行い、地域における3Rを推進します。

(県の取組等)

- 9 県は、小売業者等、住民団体等及び市町村の取組を支援し、県民に対する意識啓発等を行うほか、本協定における取組の拡大に努めます。
- 10 県は、本協定を代表し、本協定の締結、管理及び運用に伴う事務を行います。

(協定の有効期限)

- 11 本協定の有効期限は、平成23年10月16日までとします。

(協定への参加及び脱退等)

- 12 本協定の趣旨に賛同し、自ら責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、協定代表者の同意を得て、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、協定代表者に申し出ることにより脱退することができることとします。
- 13 本協定への参加及び脱退に関する手続きその他協定の運用については、協定代表者が別に定めます。

本協定の参加者は、次に掲げる者となります。

(平成21年7月1日取組開始分)

株式会社片浜屋 代表取締役

佐藤俊夫

南三陸町生活研究グループ
連絡協議会 会長

菅原悦子

株式会社マルニ

デイリーポート新鮮館気仙沼店店長

伊藤英夫

南三陸町婦人団体連絡協議会 会長

鈴木千枝子

(平成21年9月1日取組開始分)

株式会社キクチ 代表取締役

菊地逸夫

J Aみやぎ亘理女性部 部長

木村律子

株式会社丸江 代表取締役

江口 扶

亘理山元商工会 会長

横尾一夫

(平成21年10月1日取組開始分)

株式会社アイユー 代表取締役

有馬 隆

穴戸青果株式会社 代表取締役

穴戸伸夫

丸森町公衆衛生組合連合会 会長

遠藤信吾

蔵王町長

村上英人

丸森町長

渡辺政巳

株式会社伊藤チェーン 代表取締役

伊藤吉一

協同組合柴田スタンプ会 理事長

佐々元生

丸森町連合婦人会 会長

佐藤智子

七ヶ宿町長

梅津輝雄

株式会社県南スーパー 代表取締役

西田洋志

株式会社モリヤ 代表取締役

宇谷定夫

川崎町長

佐藤昭光

平成20年10月17日

みやぎレジ袋使用削減取組協定（6枚目）

（趣旨）

- 1 本協定は、宮城県において小売業者等、住民団体等、市町村及び県が、循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環としてレジ袋の使用削減等に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

（協定の性格）

- 2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場でレジ袋の使用削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

（小売業者等の取組）

- 3 小売業者等は、本協定に参加する市町村内におけるレジ袋の無料配布を原則として取りやめること等により、顧客に対してマイバッグの持参を促します。
- 4 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。
- 5 小売業者等は、市町村が実施する3Rに関する施策及びその広報に積極的に協力します。
- 6 小売業者等は、本協定に基づく取組内容、対象市町村、実施時期及び目標等を別に定めることとします。

（住民団体等の取組）

- 7 住民団体等は、地域から環境にやさしい生活様式を発信する契機として、マイバッグの持参を地域住民に呼びかけます。

（市町村の取組）

- 8 市町村は、小売業者等による取組について、住民団体等と連携し、地域住民の理解と協力が得られるよう広報等各種支援を行い、地域における3Rを推進します。

（県の取組等）

- 9 県は、小売業者等、住民団体等及び市町村の取組を支援し、県民に対する意識啓発等を行うほか、本協定における取組の拡大に努めます。
- 10 県は、本協定を代表し、本協定の締結、管理及び運用に伴う事務を行います。

（協定の有効期限）

- 11 本協定の有効期限は、平成23年10月16日までとします。

（協定への参加及び脱退等）

- 12 本協定の趣旨に賛同し、自ら責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、協定代表者の同意を得て、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、協定代表者に申し出ることにより脱退することができることとします。
- 13 本協定への参加及び脱退に関する手続きその他協定の運用については、協定代表者が別に定めます。

本協定の参加者は、次に掲げる者としします。

（平成22年6月17日取組開始分）

亘理町公衆衛生組合連合会 会長

及川 宏

平成20年10月17日